

**宇部市成長産業推進協議会運営支援業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 プロポーザルの目的

宇部市成長産業推進協議会運営支援業務（以下「本業務」という。）は、宇部市成長産業推進協議会の運営を支援するとともに、本市の成長産業を創出・育成するためのコーディネート等を行う受託者を、公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定する。

2 業務概要

(1) 業務の名称

宇部市成長産業推進協議会運営支援業務

(2) 業務内容

宇部市成長産業推進協議会運営支援業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び事業概要図（別添1）のとおり

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

令和7年度：25,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を参考として示すものである。また、令和7年度予算については、現在編成中であり、実際の契約額は、市議会の議決後の予算の範囲内において、受託候補者の提案内容等を参考に改めて見積りを徴した上で、決定するものとする。

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしている者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する場合は、その構成企業は次に掲げる要件を全て満たしていること。

※応募者は、他の応募者の代表企業及び構成企業になることはできません。

(1) 本業務を確実に遂行するための実施体制を構築できること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2（議員の兼職禁止）、第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触しないこと。

(4) 公募開始の日から契約締結日までの間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 宇部市税、法人税並びに消費税及び地方消費税について滞納していないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する者でないこと。
- (9) 国、地方公共団体、公共・公益法人等が委託した本業務に類似した業務を、過去5年以内に完了した実績があること。

4 実施スケジュール

項目	日程	備考
プロポーザル公募開始	令和7年2月4日（火）	市ウェブサイトに掲載
公募に関する質問受付期限	令和7年2月14日（金）17時まで	電子メールで受付
参加申込書の提出	令和7年2月14日（金）17時まで	必着（郵送又は持参）
質問及び回答の公表	令和7年2月18日（火）	市ウェブサイトに掲載
参加資格確認結果の通知 プレゼンテーションの案内	令和7年2月18日（火）	応募者に別途通知
参加に係る必要書類の提出	令和7年2月28日（金）17時まで	必着（郵送又は持参）
プレゼンテーション	令和7年3月上旬以降	応募者に別途通知
審査結果の通知発送		
契約締結		

5 公募に関する質問の受付

- (1) 提出期限 令和7年2月14日（金）17時必着とする。
- (2) 提出方法 質問書（様式第8号）を電子メールで提出すること。
※送信後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年2月18日（火）までに、提出された全ての質問とその回答をまとめて、本市ウェブサイトに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

6 参加申込書の提出

「3 参加資格」要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年2月14日（金）17時必着とする。
- (2) 提出方法 郵送又は持参
※郵送の場合は、提出後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。
※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。
- (4) 提出部数 各1部

(5) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 事業者概要等整理表【様式第2号】

※共同企業体にあつては、全ての構成企業のもを提出すること。

ウ 宇部市入札参加資格（物品・業務委託等）の登録がない者は以下の書類

※共同企業体にあつては、全ての構成企業のもを提出すること。

(ア) 登記記載事項証明書（法人）（発行から3か月以内のもの）

(イ) 貸借対照表・損益計算書（直前期1事業年度分）の写し

(ウ) 法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3の3」、発行から3か月以内のもの）

(エ) 宇部市税に滞納がないことの証明書（発行から3か月以内のもの、市内に営業所等がなく、宇部市税の納税義務がない者については添付不要。）

エ 業務受託実績書【様式第3号】

※共同企業体にあつては、全ての構成企業のもを提出すること。

オ 複数の者が共同して応募する場合

(ア) 共同企業体構成書【様式第6号】

(イ) 共同企業体連絡先一覧【様式第7号】

7 参加に係る必要書類の提出

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出すること。なお、あらかじめ「6 参加申込書の提出」を行っていない者からの企画提案書の提出は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年2月28日（金）17時必着とする。

(2) 提出方法 郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。

※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。

(4) 提出部数 正本1部、副本5部（正本のコピー。正本がカラー印刷を含む場合は、副本はカラーコピーとすること。）。ただし、見積書は正本1部とする。

(5) 提出書類 種類は、次の順に並べ、1部ごとにクリップ等でまとめて提出すること。

ア 業務体制表【様式第4号】

※共同企業体にあつては、全ての構成企業のもを提出すること。

イ 企画提案書【様式第5号】

ウ 見積書【任意様式】（正本1部のみ）

8 参加辞退

「参加申込書」の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する者は、辞退届を次の方法で提出すること。なお、この場合、その他の事業において不利益を被ることはないものとする。

(1) 提出書類 参加辞退届【様式第9号】

- (2) 提出方法 電子メール、郵送又は持参
※電子メール、郵送の場合は、送付後に確認のため「12 担当部署」に電話で連絡すること。
※持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。
- (3) 提出先 「12 担当部署」に提出のこと。

9 選定方法

受託候補者の選考については、本市が設置する宇部市成長産業推進協議会運営支援業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プレゼンテーション審査により評価を行い、採点合計により各提案者の順位を決め、第1位の者を第1受託候補者として選定する。

また、応募者多数の場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーション審査に付さない提案者もある。なお、選考結果等について異議申し立ては、一切受け付けない。

(1) 内容

提出した資料を用いて非公開のプレゼンテーションをオンライン（Cisco Webex を予定）で実施する。（詳細は、別途通知）

なお、提案者が1者のみの場合でもプレゼンテーション審査は実施する。

(2) 日時

令和7年3月上旬（詳細は、別途通知）

(3) 所要時間

- ①準備 5分程度
- ②プレゼンテーション 20分程度
- ③質疑応答 15分程度

(4) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり。

(5) 受託候補者の決定

選定委員会において評価を行い、最も得点の高い提案者を第1受託候補者とし、次点の提案者を第2受託候補者とする。なお、同点の場合は、選考委員会の委員長が、第1受託候補者、第2受託候補者を決定する。ただし、得点が1位であっても、著しく低い審査項目がある場合は、第1受託候補者に選定しないことがある。

(6) 選定結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に対し、令和7年3月中旬に自己の結果を文書で通知する。

(7) 受託候補者の公表

受託候補者を決定した場合、その結果を市ウェブサイトで公表する。

10 契約手続等

- (1) 第1受託候補者と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容について、提

案内容の趣旨を変更しない範囲で一部変更する場合がある。

- (2) 第1受託候補者と協議が整わない場合は、第2受託候補者と協議を行うものとする。
- (3) 契約書の作成に要する経費は、受注者の負担とする。
- (4) 契約保証金は、宇部市財務規則（昭和44年4月1日規則第4号）第98条及び第99条の規定による。

11 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 企画提案書は1応募者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書など、本業務のプロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書等については、委託予定者の選定のために使用するものとし、公表しない。ただし、情報公開請求があったときは、宇部市情報公開条例に基づき公開することがある。
- (7) 通信障害によって電子メール等の未着が生じた場合において、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格の要件を満たさなかった場合
 - イ 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
 - ウ 本要領及び仕様書の条件を満たさない場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ 見積金額が不明、あるいは積算根拠が不明確な場合
 - カ プレゼンテーション審査に参加しなかった場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - ク 予算上限の超過あるいは著しく低い金額での提案によって公正な競争が困難と認められる場合
 - ケ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

12 担当部署

産業経済部 成長産業創出課 成長産業創出係

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8531 FAX 0836-22-6013

メールアドレス sss@city.ube.yamaguchi.jp

提出書類一覧

書類名 (添付書類)	提出部数	提出期限
参加申込書【様式第1-1号】 参加申込書【様式第1-2号】 事業者概要等整理表【様式第2号】 (パンフレット等) ※共同企業体にあつては、全ての構成企業のことを提出すること	1部	令和7年2月14日(金) 17時必着 (郵送又は持参)
宇部市入札参加資格(物品・業務委託等)の登録がない者 ・登記記載事項証明(法人)(発行から3か月以内のもの) ・貸借対照表・損益計算書(直前期1事業年度分)の写し ・法人税並びに消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書(国税通則法施行規則別紙第9号様式「その3の3」、発行から3か月以内のもの) ・宇部市税についての未納がないことの証明書(発行から3か月以内のもの、宇部市税の納税義務がない者は添付不要) ※共同企業体にあつては、全ての構成企業のことを提出すること		
業務受託実績書【様式第3号】 ・受託業務の契約書の写し ・受託業務が完了したことを証明する書類の写し ※共同企業体にあつては、全ての構成企業のことを提出すること		
複数の者が共同して応募する場合 共同企業体構成書【様式第6号】 共同企業体連絡先一覧【様式第7号】		
業務体制表【様式第4号】 ※共同企業体にあつては、全ての構成企業のことを提出すること	正本1部 副本5部 (コピー)	令和7年2月28日(金) 17時必着 (郵送又は持参)
企画提案書【様式第5号】		
見積書【任意様式】(正本1部のみ)		
質問書【様式第8号】	1部	令和7年2月14日(金) 17時必着 (電子メール)

※上記書類のほか、別途添付書類が必要な場合もあるため、本要領を精読のこと。

別紙 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
1 業務遂行能力		(20)
(1) 類似業務の実績	・提案内容を実施するにあたって、本業務と類似業務の実績やノウハウを有しているか。 ※件数だけでなく、業務の範囲、実績の内容、成果が本業務にふさわしいものかについても評価する。	10
(2) 業務の実施体制	・本業務に適切な経験等を持つ人材の確保、業務を適切に実施できる人員体制が提案されているか。	10
(3) 業務工程等	・適切な業務工程、役割分担及びスケジュールが具体的に提案され、それらが実施可能であるか。	
2 企画提案内容		(75)
(1) 成長産業の創出（技術シーズの社会実装・拠点化支援）	・仕様書 3(1)①から③までに掲げる業務の遂行が可能であるか。 ・仕様書 3(1)①から③までに掲げる業務の事業効果が期待できる取組となっているか。	20
(2) 成長産業の育成（事業者に対する支援）	・仕様書 3(2)①に掲げる業務の遂行が可能であるか。 ・仕様書 3(2)①に掲げる業務の事業効果が期待できる取組となっているか。	20
(3) 「うべ産業共創イノベーションセンター 志」運営受託者との連携	・仕様書 3(3)の業務において、効果的な連携を図り、本事業の事業効果が期待できる提案がなされているか。	10
(4) その他	・仕様書 3(4)①から③までに掲げる業務の遂行が可能であるか。 ・仕様書 3(4)①から③までに掲げる業務の事業効果が期待できる取組となっているか。	10
(5) 創意工夫の提案	・仕様書 3(1)④、(2)②及び(4)④に掲げる業務に対する提案のほか、仕様書を上回る創意工夫や独自の提案はあるか。	15
3 価格		(5)
見積金額	・見積金額に対する提案内容に整合性、妥当性があるか。 ・見積金額は経済性に優れているか。	5
合 計		100